



最新マンスリーecoニュース&トピックス

・最近のニュース

【COP15】日本の温室ガス25%削減は変わらず  
小沢環境相

2009.12.22/産経新聞

国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)の  
コペンハーゲン協定で、各国が自主的に記載することになった  
2020年の温室効果ガス削減目標について、小沢鋭仁(さきひと)環境相は22日の定例会見で、「日本の1990年比25%削減の方針は変わらず、(目標を)25%と書き込む」とする見解を示した。ただ、各国の数値目標を見たうえで「実効的で公平」かどうか期限の1月末まで検証し、削減に条件をつけるか決める方針という。日本鉄鋼連盟が25%削減目標の再検討を求めていることについて、「産業界とは意見交換したい」と述べた。また、コペンハーゲン協定について、「大きく前進とまではいえないが、かなり重要な一歩を踏み出した」と評価。京都議定書を批准していない米国と削減義務がない中国が入った枠組みであることなどを理由に挙げた。同協定では、各国が来年1月31日までに目標を自主的に提示することが決まった。

環境法改正情報

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

公布日:2009.10.15

法令番号:環境省告示 第39号

件名:「環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件」

最上位法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

施行期日:2009.10.15

参考URL: <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11666>

改正解説

廃肉骨粉の処理については、平成21年12月までの5年6ヶ月間年間に限り、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物として特例措置が講じられていた。ここで、その期限が切れるに当り、引き続き、これらの特例措置を講じて、その適正処理を確保する必要があることから、関連する省令、告示とあわせて延長する事とした。

■改正のポイント

「再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物」の一部改正

平成16年環境省告示第42号附則中の廃肉骨粉の適正処理を図るための特例措置の失効期限を「5年6月」から「7年6月」に改め、2年間延長する事とした。

Ecobiz/ecolife エコビズ/エコライフ 日本におけるカーボンオフセット

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(以下「クレジット」という)を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。2008.2.7/環境省

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset/guideline/guideline080207.pdf](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline080207.pdf)

まず、排出権取引は空気の売買ではないということ。わかりやすく言えば、余裕の枠であり、削減可能な人や会社にとっては必要ではありません。しかし、削減が困難な人たちにとっては、その枠は、自らが使える権利となるわけです。つまり、使用できる権利を買ったのであって、決して空気そのものや大気を汚染できる権利ではないのです。

例えば、CO2を出し過ぎた企業が、木を植えればCO2を排出しなかったこととなります。排出量を換算し、その出した量の木を植えれば排出しなかったことになるとい

うことです。CO2は現在の日本では排出量取引制度が確立されておらず、法整備も途上のため、京都クレジットとよばれるCER(国連認証クレジット、認証は第三者機関)を用いてのカーボンオフセットが一般的です。

営業に役立つ  
環境用語と豆知識

【3R】スリーアール

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。3Rに「リフューズ(Refuse=ごみになるものを買わない)」を加えて「4R」、さらに「リペア(Repair=修理して使う)」を加えて「5R」という場合もある。

走れ!エコエイトマン  
エコキャップ運動



エイトマンは、エコキャップ運動に取り組んでいます。一般的に知られている、ワクチン代を寄贈する他、自社内だけではなく、お客様からご協力頂き、集めて頂いたキャップの回収を行いその売却益は団体へ寄付をしたり、ご協力いただいたお客様に還元するといった独自の運動を展開すべく、再資源化活動を積極的に推進し、多くの参加を募っています。

罰則と判例

飛散性アスベスト 鎌ヶ谷で不法投棄 県と県警 連携し経緯解明へ

2009.12.12/東京新聞

千葉県は11日、鎌ヶ谷市佐津間の民有地に、特別管理産業廃棄物の飛散性アスベスト「クロシトライト(青石綿)」が不法投棄されていたと発表した。三重に梱包された上、綿が湿っていたため、飛散の可能性はないという。県廃棄物指導課によると、不法投棄されていた場所は東武野田線六実駅の北東約1キロ、海上自衛隊下総航空基地(柏市)の西約200メートル。